重点12 保護者・地域との協働の推進

### | 学校評議員制度

# ねらい

学校が保護者や地域の皆さんの信頼に応え、家庭や地域と連携協力して一体となって子どもの健やかな成長を図っていくためには、地域に開かれた学校づくりをより一層推進していく必要があります。各学校では、保護者や地域の皆さんの意向を把握・反映し、その協力を得るとともに学校運営の状況等を周知し、学校としての説明責任を果たしていくため、平成13年度から学校評議員を置いています。

(表1)

## 現状と課題

#### 個別の意見聴取の状況

年度実施校数5回未満6回以上10回以上平成 19 年度4 5校9 2人2 3人1 2人平成 20 年度4 6校9 8人3 4人1 6人

(表1:授業参観,学校行事等の学校訪問時に,各評議員から個別に意見聴取を実施した状況)

- ・ 小中学校の約 74%の学校が「学校づくり協力者会議」や「学校運営協議会」の会議 以外にも,学校運営や教育活動への意見や地域での情報等をそれぞれの委員と個別に意 見交換する機会を設けています。
- ・ すべての学校評議員がこの「学校づくり協力者会議」, または, 調査研究を進めている「学校運営協議会」の委員を兼務しています。
- ・ 学校評議員制度は,合議制の「学校づくり協力者会議」、「学校運営協議会」とは違い, 「校長の求めに応じ,校長の行う学校運営に関して意見を述べることができる」といっ た特性があります。この特性を生かした学校評議員の見識の活用方法を工夫する必要が あります。

### 今後の改善方針

学校評議員制度は、その役割の特性から、次年度も存続させていきます。この特性を生かし学校評議員の見識の活用を図るため、学校評議員制度に関する規定等についての検討を進めます。

「学校運営協議会」は,一定の権限と責任を有するため,先進地の事例などを参考としながら,「学校運営協議会」を設置する学校の学校評議員のあり方について,今後も検討を進めていきます。

#### 学校評議員制度と

### 「学校づくり協力者会議」、「学校運営協議会」

・ 「学校づくり協力者会議」は、図1のとおり、これまでの「中学校単位すこやか協力者会議」、「学校評議員制度」を発展させ、保護者・地域の皆さんと学校が連携協力し、地域に開かれた学校づくりをさらに進めていくための組織として、本年度から全小中学校()に設置しました。

( コミュニティスクール調査研究校を除く)

H.11 中学校単位 地域すこやか協力者会議

H.13 学校評議員制度

H.20 学校づくり協力者会議

H.18 コミュニティ・スクール調査研究 (学校運営協議会制度)

・ 平成 18 年度から調査研究を進めているコミュニティスクール(学校運営協議会制度)は、この「学校づくり協力者会議」のより発展した組織として位置付けています。